

平成 30 年度

国の施策及び予算に関する提案・要望

山 梨 県



山梨県政の推進につきましては、平素から格別の御指導、御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、全国の自治体において「地方創生」の取り組みが本格的に展開されており、自治体間の競争は激しさを増しております。人口減少や少子高齢化などの諸課題を克服し、自治体間競争を勝ち抜くためには、地域が抱える問題を直視し、地域資源を生かしながら、発展に向けたポテンシャルを最大限に発揮することにより、新たな地域社会を創り上げていくことが重要であります。

このため、本県では、今年度を、実行を加速する1年と位置付け、県政運営の指針となる「ダイナミックやまなし総合計画」に基づく様々な施策・事業を強力で推進することにより、県民の皆様が明るく希望に満ち安心して暮らせる「輝き あんしん プラチナ社会」の実現に向け、全庁一丸となって取り組んでいるところであります。

しかしながら、本県の財政状況は、高齢化の進展に伴う介護保険関係経費、高齢者医療費の増加などによる社会保障関係費の増加が見込まれることから、厳しさを増しており、より効率的で実効性のある施策・事業を確実に推進していくためには、本県独自の創意・工夫はもとより、地域の実情に即した制度の創設や財源措置など、国の御理解と御支援が不可欠であります。

本提案・要望書に取り上げました項目は、地方創生関連項目をはじめとした本県にとって重要度が高くかつ迅速な対応が必要な施策・課題であります。

つきましては、国における平成30年度の予算編成や施策の決定に当たり、これら事項の実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年5月22日

殿

山梨県知事 後藤 斎

## 平成30年度国の施策及び予算に関する提案・要望

### 【最重点項目】

1	地方創生等に取り組むための地方財政の充実について	1
2	高速自動車国道等の整備促進について	3
3	リニア中央新幹線の開業に向けた支援について	5
4	大規模地震防災対策等の充実・強化について	7
5	富士山火山防災対策の充実・強化について	11
6	少子化対策の充実・強化について	13
7	教職員定数の改善について	15

### 【重点項目】

#### (地方創生)

8	企業版ふるさと納税の制度改善について	16
---	--------------------	----

#### (インフラ整備)

9	公共土木施設及び公共建築物の老朽化対策について	18
10	携帯電話の不感解消について	20
11	公共交通の充実に向けた支援について	22

#### (福祉・医療)

12	医療費の窓口無料化に係る財政負担の軽減について	24
13	地域医療の充実・強化について	26
14	医療・福祉に係る補助事業の予算の確保について	28

#### (農林業)

15	鳥獣被害防止対策の充実・強化について	30
16	森林の整備・保全及び地域材の利用拡大に向けた施策の充実・強化について	32
17	農地中間管理機構による農地集積に対する財政支援等について	34

(産業・エネルギー)

- |    |                              |    |
|----|------------------------------|----|
| 18 | DMO活動に向けた支援の充実について           | 35 |
| 19 | 企業立地促進法に基づく支援及び交付税措置の拡充について  | 36 |
| 20 | 分散型エネルギーシステムの導入促進について        | 37 |
| 21 | 酒税改革における小規模ワイナリーに対する支援措置について | 38 |

(教育・文化)

- |    |                   |    |
|----|-------------------|----|
| 22 | 富士山の保存整備対策の推進について | 39 |
|----|-------------------|----|

(安全・安心)

- |    |                                 |    |
|----|---------------------------------|----|
| 23 | 警察官の増員及び装備資機材の整備等治安基盤の充実・強化について | 40 |
|----|---------------------------------|----|



# 最重点項目

## 1 地方創生等に取り組むための地方財政の充実について

提案・要望先 内閣官房、総務省

- (1) 地方交付税等の一般財源総額の確保 (総務省)
- (2) 地方創生推進交付金の確保と弾力的な運用 (内閣官房)

### 【提案・要望の具体的内容】

- (1) 本県が地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額を確保すること

- ・ 本県の平成29年度当初予算においては、地方消費税清算金の減少や社会保障関係費の増加などにより、財源対策として160億円もの基金の取り崩しを予算計上しており、引き続き厳しい財政運営を強いられている。
- ・ このような状況にあっても、「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少対策や地域経済活性化、将来の本県を担う人材育成といった地方創生に向けた取り組みについて、県を挙げて積極的に取り組んでいる。
- ・ 本県が地方創生をはじめとする重要課題に取り組むためには、まずは基盤となる地方交付税等の一般財源総額の確保が必要である。

- (2)

- ・ 地方公共団体が着実に事業を実施できるよう、十分な予算を確保するとともに、地方公共団体の実情を十分に勘案した使いやすい制度とすること
- ・ 申請手続きを簡素化するとともに、年度当初から事業が執行できるよう、交付決定の時期をできるだけ早めること

- ・ 地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金などを活用する中で、地方創生に向けた取り組みを推進しているが、着実な推進には、地方財政措置や自由度の高い交付金制度などを含めた、国の継続的かつ柔軟な支援が不可欠である。
- ・ また、交付金事業の実施に当たっては、地域再生計画の作成など申請手続きに係る事務負担が大きいことや、国の交付決定時期の問題により年度当初からの事業執行が不可能となっていることなどが課題となっており、使いやすい制度とする必要がある。
- ・ なお、交付金制度の取り扱いを変更する場合には、地方公共団体の予算編成前の早い時期に、その運用方針を示すなど、十分な準備期間を設けることも必要である。

県内市町村からも自由度の高い交付金制度とするとともに、地方財政措置を確実に講じることについて要望が出されている。

# 山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略 概要



## 2 高速自動車国道等の整備促進について

提案・要望先 国土交通省

- (1) 中部横断自動車道の早期開通 (国土交通省)  
(2) 高速自動車国道及び地域高規格道路等の整備促進 (国土交通省)

### 【提案・要望の具体的内容】

(1)

- ・ 事業中区間(新清水JCT～六郷IC)について、コスト縮減に努めるとともに、一日も早い全線の開通を図ること
- ・ 未事業区間(長坂～八千穂)について、全区間一体で遅滞なく環境影響評価の手続きを速やかに進め、早期事業化を図ること

(2)

#### 中央自動車道渋滞対策

- ・ 中央自動車道の上り線の小仏トンネル付近、下り線の相模湖付近の渋滞解消に向け、渋滞対策事業を早期に完成させること
- また、更なる渋滞対策の検討を促進させること

#### スマートIC

- ・ 事業中スマートICの早期完成を目指すこと

#### 地域高規格道路等

- ・ 新山梨環状道路・北部区間及び東部区間が確実に整備されるための予算を確保すること
- ・ 新山梨環状道路の北部区間について、事業化されていない残り区間の早期事業化を図ること
- ・ 甲府富士北麓連絡道路を早期に計画路線へ格上げすること

#### 直轄国道

- ・ 新東名高速道路・御殿場ICの供用(平成32年度予定)に合わせた国道138号の須走道路、御殿場バイパスの整備を推進すること
- ・ 国道139号都留バイパスの富士吉田及び大月方面への延伸事業を早期に着手すること
- ・ 国道20号初狩地内における通学路の安全対策と交通機能向上のための抜本的な対策を検討すること

県内市町村からも高速自動車国道等の整備促進について要望が出されている。



### 3 リニア中央新幹線の開業に向けた支援について

提案・要望先 国土交通省

- (1) リニア駅周辺整備に対する財政支援 (国土交通省)
- (2) リニア関連交通インフラ整備の促進 (国土交通省)
- (3) 沿線市町への財政支援 (国土交通省)

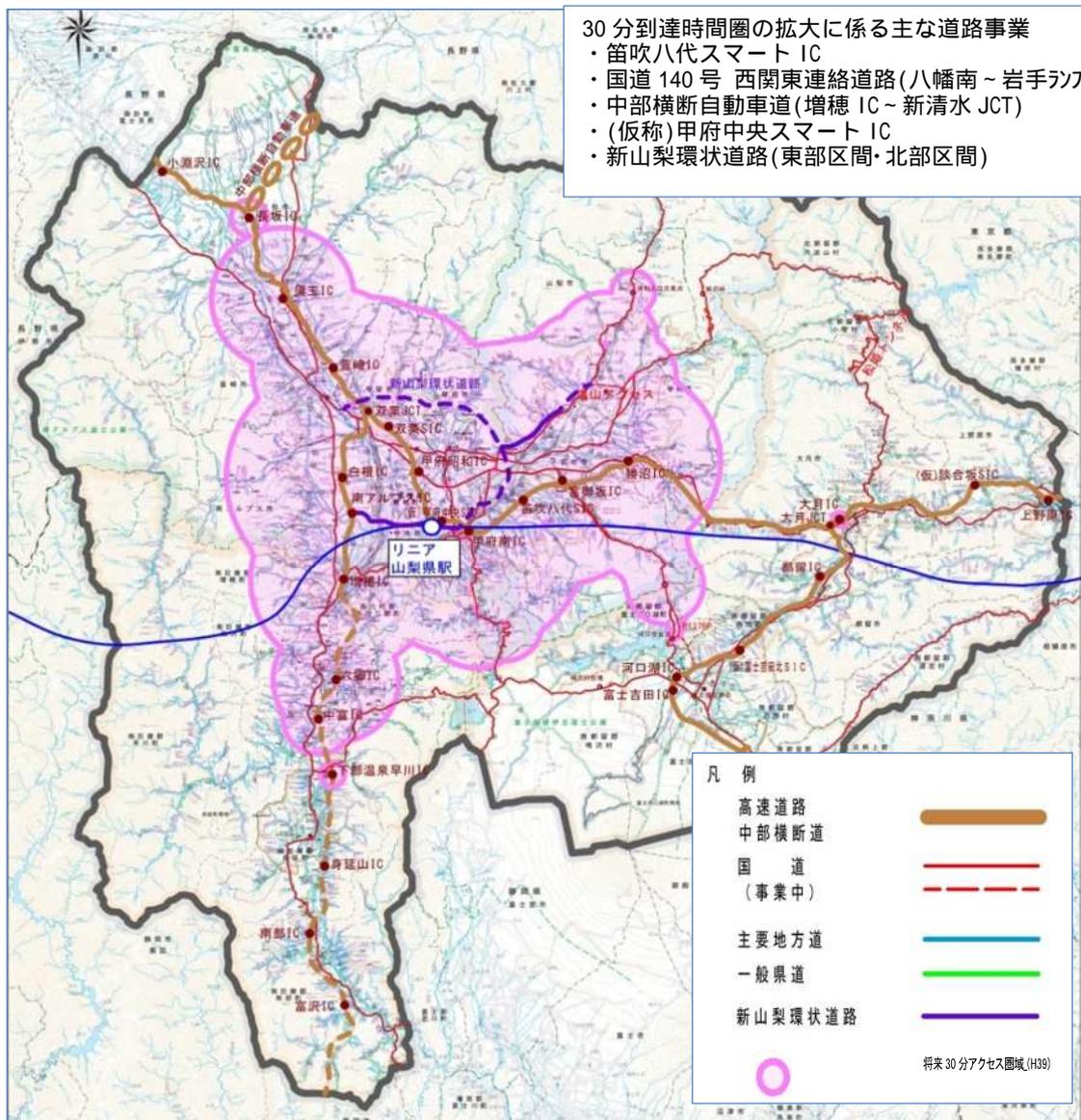
#### 【提案・要望の具体的内容】

- (1) リニア駅の周辺に必要な駅前広場、観光交流・産業振興施設等の施設整備は、主として地方が行うことになり、地方に大きな財政負担が生じるため、リニア駅周辺整備事業を国の重点施策に位置付け、補助制度の創設なども含めて、十分な予算措置、地方負担に対する適切な財政支援を講ずること
  - (2)
    - ・ リニア中央新幹線の開業効果を見据え、リニア駅と県内各地との円滑な移動を確保するため、地方が行うリニア関連交通インフラ整備に対し、補助制度の創設なども含めて、十分な予算措置、地方負担に対する適切な財政支援を講ずること
    - ・ 首都圏広域地方計画に基づく「富士山・南アルプス・八ヶ岳対流圏」の創出に向け、広域周遊観光等に必要となる高規格幹線道路等の整備を促進すること
  - (3) リニア建設工事に伴う公共施設の移転整備等は、限られた期間に完了する必要があり、沿線市町が計画的に行っている事業に影響を与えるなど、大きな財政負担が生じるため、国の重点施策に位置付け、補助制度の創設なども含めて、十分な予算措置、地方負担に対する適切な財政支援を講ずること
- ・ 三大都市圏を新たなルートで結ぶリニア中央新幹線は、我が国全体に活力をもたらす国家的プロジェクトであるとともに、リニア駅周辺における企業立地や国際観光地の形成など、交流・対流拠点の整備により、国土形成計画などとの連携による相乗効果が期待されている。
  - ・ また、本県では本年3月に、駅周辺の役割や駅近郊の目指すべき姿を示した「リニア環境未来都市整備方針」を策定したところであり、今後、リニアの効果を全県に波及させるためには、主要幹線道路等の交通ネットワークの整備による、リニア駅30分アクセス圏域の拡大が必要である。

- ・ リニア中央新幹線や高速道路などを活用した「富士山・南アルプス・ハケ岳対流圏」の創出には、中部横断自動車道など高規格幹線道路の整備促進が必要である。
- ・ 更に、県では、リニア中央新幹線の建設を促進するため、建設工事に伴い公共施設の移転などが生じる沿線市町に対して貸し付けや元利補給を行う支援策を創設したところであるが、整備期間が限られていることや計画的に行っている事業があることを踏まえ、市町の財政に影響を及ぼすおそれがある。
- ・ このように、リニア中央新幹線の整備に伴い、地方に大きな財政負担が生じることとなるため、国においても重点施策に位置付けるとともに、補助制度の創設なども含め、十分な予算措置と地方に対する適切な財政支援を講ずること。

県内市町村からもリニア関連交通インフラ整備に対する支援等について要望が出されている。

### リニア山梨県駅から自動車で30分以内にアクセスできる圏域



## 4 大規模地震防災対策等の充実・強化について

提案・要望先 内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、  
国土交通省、気象庁

- (1) 大規模地震防災対策の充実・強化  
(内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、気象庁)
- (2) 被災者生活再建支援制度における支援の拡充 (内閣府)
- (3) 災害急性期における医療救護対策の充実・強化 (厚生労働省)

### 【提案・要望の具体的内容】

#### (1)

- ・ 救助活動・消火活動や医療活動、物資調達及び輸送活動に係る広域応援体制を確立すること
- ・ 避難所等における防災資機材・備蓄品の整備に対する財政支援を講ずること
- ・ 東海地震の予知観測体制については、高い発生確率に鑑み、更なる充実を図ること
- ・ 緊急輸送路等の避難路沿道建築物における支援制度の一層の充実とともに、住宅の耐震化を促進するための支援を拡大すること
- ・ 山梨県強靱化計画に基づく様々なインフラ整備に対して、防災・安全交付金などの予算を重点的に配分すること
- ・ 指定避難所等における非構造部材について耐震化基準を策定すること

- ・ 本県では、南海トラフ地震や首都直下地震のほか、活断層型地震など大規模地震が発生する可能性があるため、発生に備え、東京都や神奈川県など1都9県と物資の提供や職員の派遣などについての協定を結ぶとともに、大規模地震発生時には市町村に直ちに県職員を現地連絡員として派遣し、被災状況の確認、情報収集を行うなど迅速な支援を行うこととしている。
- ・ 国では、南海トラフ地震や首都直下地震について、広範囲にわたり甚大な被害が想定されることから、全国的な救助や消火活動等に係る広域応援体制を構築しているが、熊本地震のような活断層型地震については、同様の被害が想定されるものの、体制が構築されていないため、国において、広域応援体制を確立する必要がある。
- ・ 避難所等における浄水装置などの主要な防災資機材については、平成28年4月現在の整備率が27.3%にとどまり、市町村の財政事情が厳しい中、整備が進まない状況であるため、国による財政支援が必要である。

- ・ 高い確率で発生が見込まれる東海地震の被害を最小限に抑えるためには、地震を予知することが重要であり、観測機器の増設など更なる観測体制の充実が必要である。
- ・ 大規模地震から生命・財産を守り、応急対策を確実に進めるには、建築物の耐震化を図ることが重要であるが、費用負担がネックとなり、平成27年度末における耐震化率は住宅85.4%、特定建築物等91.8%と、耐震化が進まないのが現状であるため、一層の支援の充実・拡大が必要である。
- ・ また、平成27年に本県で策定した強靱化計画に基づくインフラ整備に対しても、集中的に投資できるよう、予算の重点配分が必要である。
- ・ 更に、学校施設については天井材や間仕切り壁などの非構造部材の耐震化の基準があるが、学校施設以外の公民館等の指定避難所については基準が無いため、国において耐震化基準を策定する必要がある。

## (2)

- ・ 一部地域が被災者生活再建支援法の対象となるような自然災害が発生した場合、全ての被災世帯が等しく支援法の対象となるよう、制度を拡充すること
- ・ 被災世帯数が少ないため支援法が適用されない自然災害においても、支援法の対象となるよう、制度を拡充すること

- ・ 平成26年2月の豪雪災害において、県内で19世帯が全壊したが、市町村単位での被災世帯数が支援法の要件を満たさなかったため、必要な支援を受けることができなかった。
- ・ このため、本県では、市町村と連携して、支援法が適用されない被災世帯に対して法と同様の支援を行う制度を平成27年度に創設したところであるが、県域をまたがる災害が発生した際、住宅の被害程度が同じでありながら支援されない場合があるため、広域的な視点から、国においても適用要件を緩和するなど、制度の拡充が必要である。

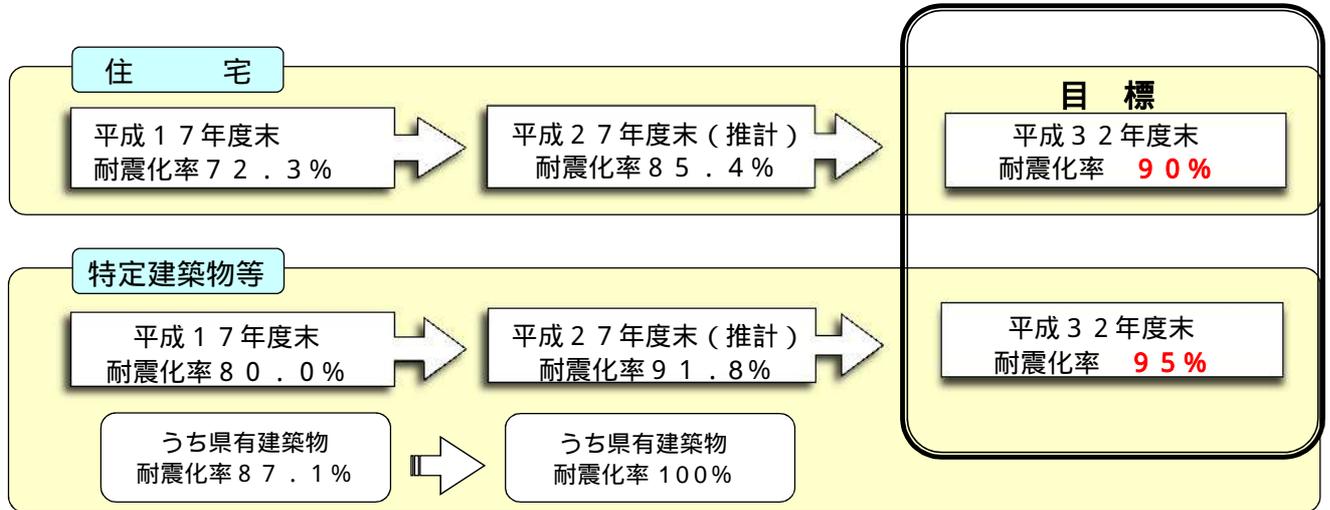
## (3) DMATに必要な研修機会を確保するため、養成研修の定員を拡充すること

- ・ 災害現場での医療活動や病院支援等を行う災害派遣医療チーム(DMAT)は、本県において災害拠点病院など12病院に整備されている。
- ・ DMATの隊員になるためには、国が主催する養成研修を受講する必要があるが、受講定員が限られているため、平成28年度までは、本県において受講を希望するチームの約半数程度しか受講できない状況であった。こうした中、平成29年度から本県の受講定員が拡充されたところである。
- ・ 今後も県内医療機関からの受講希望に十分応えるため、養成研修の定員の更なる拡充が必要である。

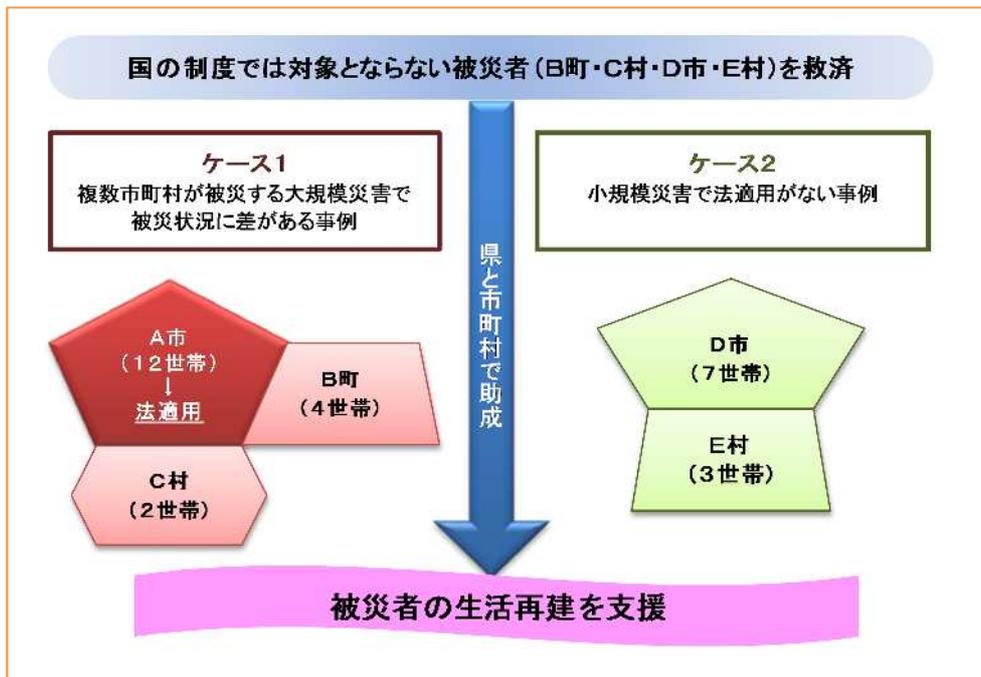
県内市町村からも防災・災害対策の充実強化について要望が出されている。

## 山梨県の耐震化の現状と目標設定

山梨県耐震改修促進計画(平成28年3月改定)より



## 山梨県の被災者支援制度



## 山梨県の DMAT 活動訓練状況



### \* 非構造部材について

非構造部材とは、柱、はり、床などの構造体ではなく、天井材や間仕切り壁など、構造体と区分された部材。



照明器具の脱落(例)



間仕切り壁の損傷(例)

(「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」より)

### \* 山梨県内の指定避難所における耐震化の状況 (平成28年4月1日現在 県調査)

	建物の耐震化	非構造部材の耐震化
有	733 箇所 (83.8%)	234 箇所 (26.7%)
無	142 箇所 (16.2%)	641 箇所 (73.3%)

## 5 富士山火山防災対策の充実・強化について

提案・要望先 内閣府、消防庁、文部科学省、国土交通省、気象庁

- (1) 「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」(対策編)に基づく事業の  
国直轄化 (国土交通省)
- (2) 国の監視・観測体制の強化と情報の共有化 (文部科学省、気象庁)
- (3) 避難対策等への支援の充実 (内閣府、消防庁)

### 【提案・要望の具体的内容】

- (1) 計画に基づく緊急減災対策については、静岡県側と同様に山梨県側も国直轄事業化し、積極的に推進すること

- ・ 「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」(対策編)については、国土交通省富士砂防事務所が山梨・静岡両県の協力の基に、本年度中に作成することとなるが、本計画に基づく、噴火時のリアルタイムハザードマップの作成や既設堰堤の除石や導流堤の設置などの減災対策は、火山噴火対策が特殊なことや高度な技術力を必要とすることから、経験と実績を有し、技術力と機動力を備えた国が積極的に推進することが極めて重要である。
- ・ すでに静岡県側では直轄砂防事業が進められているが、山梨県側を含め一体的に噴火対策を進めていく必要がある。

- (2) 噴火の兆候を早期に把握し、住民に避難に関する情報を迅速に提供できるよう、国による監視・観測体制の強化とともに、データ等の情報の共有化を図ること

- ・ 富士山は平成25年の世界文化遺産への登録を契機に、国内外から多くの観光客が訪れているが、万が一噴火した場合には、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがある。
- ・ 被害を未然に防ぐには、噴火の前兆現象を早期に特定し、避難態勢の強化及び緊急減災対策へ迅速に移行することが重要であるが、現状、国では観測データを分析した後に、その結果を公表しているため、観測データに基づく迅速な対策がとれない状況である。
- ・ このため、国においては、監視・観測体制の強化とともに、自治体の研究機関に観測データを迅速に提供するなど、情報の共有化を図る必要がある。

( 3 )

- ・ 市町村が行う避難勧告等の判断のためのガイドラインを国が策定すること
- ・ 迅速な避難を行うために必要な広域的訓練などの避難対策に対し、財政支援を講ずること
- ・ 富士山は噴火すれば、首都圏のみならず全国的にも影響を及ぼすことから国が主体となってハザードマップの改訂を行うこと
- ・ 民間の山小屋等にシェルター機能を付加する整備への補助制度を創設すること

- ・ 地域の住民が迅速な避難を行うためには、避難勧告等の発令基準を設定するための、具体的かつわかりやすいガイドラインを国で策定するとともに、広域的な訓練などの避難対策に対しての国の財政支援が必要である。
- ・ また、雁ノ穴火口などの新たに確認された火口については、現在、国・県・市町村など関係団体で構成される「富士山火山防災対策協議会」に作業部会を設け、ハザードマップの改訂について検討している。
- ・ ハザードマップの改訂は、同協議会が行うこととされているが、富士山が噴火すれば首都圏のみならず全国的にも影響を及ぼすことから、地方負担が生じないよう、作成時と同様、国が主体となった改訂が必要である。
- ・ 更に、観光客や登山者の安全を確保するためには、山梨・静岡両県合わせて40軒ある民間が営業する山小屋等へのシェルター機能の整備が重要であることから、これらの整備に対する補助制度を創設することが必要である。

県内市町村からも富士山火山防止対策の充実強化について要望が出されている。

### 富士山火山噴火緊急減災対策（山梨県側）

#### 対策のイメージ



出典：火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン  
(平成19年4月 国土交通省砂防部)を一部加筆

## 6 少子化対策の充実・強化について

提案・要望先 内閣府、厚生労働省

- (1) 多子世帯の保育料減額制度の拡充 (内閣府、厚生労働省)
- (2) 地域少子化対策に係る交付金の継続と要件緩和 (内閣府)
- (3) 乳幼児医療費の負担軽減 (厚生労働省)

### 【提案・要望の具体的内容】

- (1) 国では、平成29年度より市町村民税非課税世帯の第2子保育料無料化を実施しているが、更なる所得要件の緩和により、保育料減額制度の拡充を図ること

- ・ 全国調査によると、出生児数は理想とする子どもの数を下回っており、その要因として教育・保育にかかる経済的負担が大きいことがあげられている。
- ・ 本県の調査においても、欲しい子どもの数を持たない理由の第一位が「子育て・教育にお金がかかる」という結果であり、特に3歳未満児の保育料は、3歳以上の子どもより年間10万円程度高い状況である。
- ・ このため、本県では、昨年度より県内の全市町村と連携し、第2子以降の3歳未満児の保育料無料化を実施しているが、県・市町村とも財政負担が大きい。

- (2) 結婚・妊娠・出産・育児への支援に安定的に取り組むため、交付金制度を継続するとともに、地域の実情に応じた取り組みが行えるよう、補助対象を継続事業まで拡大するなど要件を緩和すること

- ・ 本県では、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、結婚を希望する者に出会いの場を創出するなど支援を行っているが、短期間で効果が現れるものではなく、一定期間継続して取り組むことが必要である。
- ・ 一方で、本交付金については、毎回、補助対象となる事業の要件が見直されるなど制度が安定していないため、計画的な事業実施に影響が及んでいる。
- ・ このため、本交付金を安定的な制度とするとともに、地域の実情に応じた柔軟で効果的な取り組みができるよう、継続事業も補助対象にするなど使い勝手のよい制度にする必要がある。

- (3) 窓口無料化(現物給付方式)による公費負担制度を確立すること

- ・ 本県では、乳幼児のいる家庭の経済的負担の軽減と健康の保持・増進を図るため、市町村が行う医療費助成事業に対し、県独自の制度として、1/2を補助しているが、県及び市町村にとって大きな財政負担となっている。国においても少子化対策大綱を策定し、子育て世帯に対し様々な面での負担軽減に取り組むこととしていることから、医療費の公費負担制度を確立する必要がある。

## 山梨県の少子化対策

ライフステージに応じた切れ目ない支援を  
総合的に行っていくことが必要

切れ目ない支援



結婚

妊娠

出産

子育て

### 結婚に向けた情報提供等

- ・知識や体験を付与するための啓発・情報提供
- ・結婚希望者からの相談

### 妊娠・出産に関する情報提供

- ・不妊を含む妊娠・出産に関する正しい知識の情報提供、相談

### 産前産後ケアセンターによる支援

実施主体：県と市町村の広域的な連合体  
事業内容：宿泊型産後支援  
電話相談事業 等

### 結婚・妊娠・出産・育児をしやすい 地域づくりに向けた環境整備

- ・人材育成・啓発・情報提供
- ・先進事例の情報収集・分析

### 乳幼児医療費の助成

実施主体：市町村（県が半額補助）  
事業内容：〈通院〉5歳未満、〈入院〉就学前  
現物給付方式

### 多子世帯保育料減額制度の拡充

実施主体：市町村（県が半額補助）  
事業内容：第2子以降3歳未満児の保育料無料化  
年収約640万円未満世帯（第5階層）

国交付金・補助制度の拡充等による支援

保育所に係る多子世帯保育料負担軽減制度

		国		山梨県
		H28拡大	H29拡大	
対象児童	入所児童	入所児童	入所児童	3歳未満児
所得要件	なし	年収約360万円未満	市町村民税非課税世帯 年収約260万円未満	年収約640万円未満
多子計算の範囲	同時入所児童数で計算 (小学校就学前)	制限なし	制限なし	制限なし
第2子	半額	半額	無料	無料
第3子以降	無料	無料	無料	無料

## 7 教職員定数の改善について

提案・要望先 文部科学省

### (1) 加配教職員定数の改善 (文部科学省)

#### 【提案・要望の具体的内容】

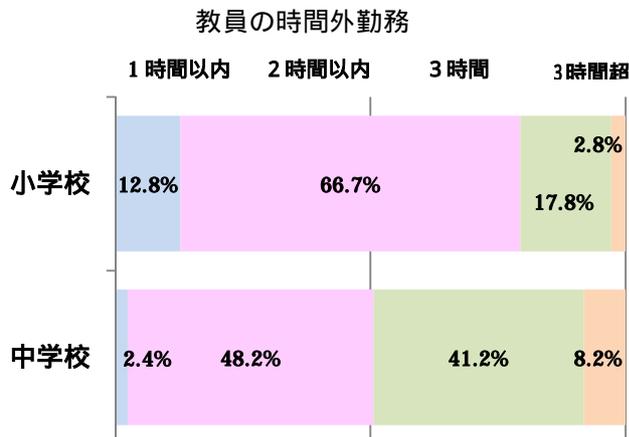
- いじめ・不登校対策などへの対応や初任者指導教員の配置に対して、国の加配措置の不足を県単独負担教員等により措置しているが、学校現場が抱える複雑化・多様化する諸課題へ対応できるよう、加配教職員定数を改善すること

- いじめ・不登校等に対応するためには、教員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保し、子どもたちの個性に応じたきめ細かで質の高い教育を実現することが急務であることから、これまで国に対して、これらに対応するための加配申請をしてきたが、要望に満たない加配数となっている。
- 初任者指導教員の配置については、初任者4人当たり、ベテラン教員など指導力のある指導教員を1人配置する拠点校方式で行っているが、国への加配申請に対して、加配を受けた人数が不足している状況にある。
- 更に、校務分掌業務や部活指導等により教員が多忙化の現状にあり、また、アクティブ・ラーニングや英語教育等の新たな課題への対応も求められている。こうした学校現場が抱える複雑・多様な諸課題に対応できるよう、加配教職員定数の改善が必要である。

県内市町村からも教職員定数の改善について要望が出されている。

#### 教員多忙化の状況

平成26年度調査結果(教員の時間外勤務時間数は平日における一日平均)



#### 多忙化の要因

	小学校	中学校
学習指導	22.2%	10.6%
会議等	25.6%	23.5%
校務分掌	55.6%	43.5%
進路指導	-	4.7%
児童・生徒指導	16.1%	28.2%
特別児童生徒対応	18.9%	16.5%
学校行事	22.2%	14.1%
出張・研修会	53.3%	56.6%
研究校・学校課題	8.9%	1.1%
各種調査・アンケート	36.7%	22.4%
部活動指導	-	49.4%
保護者対応	14.4%	9.4%

# 重点項目

## 8 企業版ふるさと納税の制度改善について

提案・要望先 内閣官房

### (1) 企業版ふるさと納税制度の手続きの簡素化 (内閣官房)

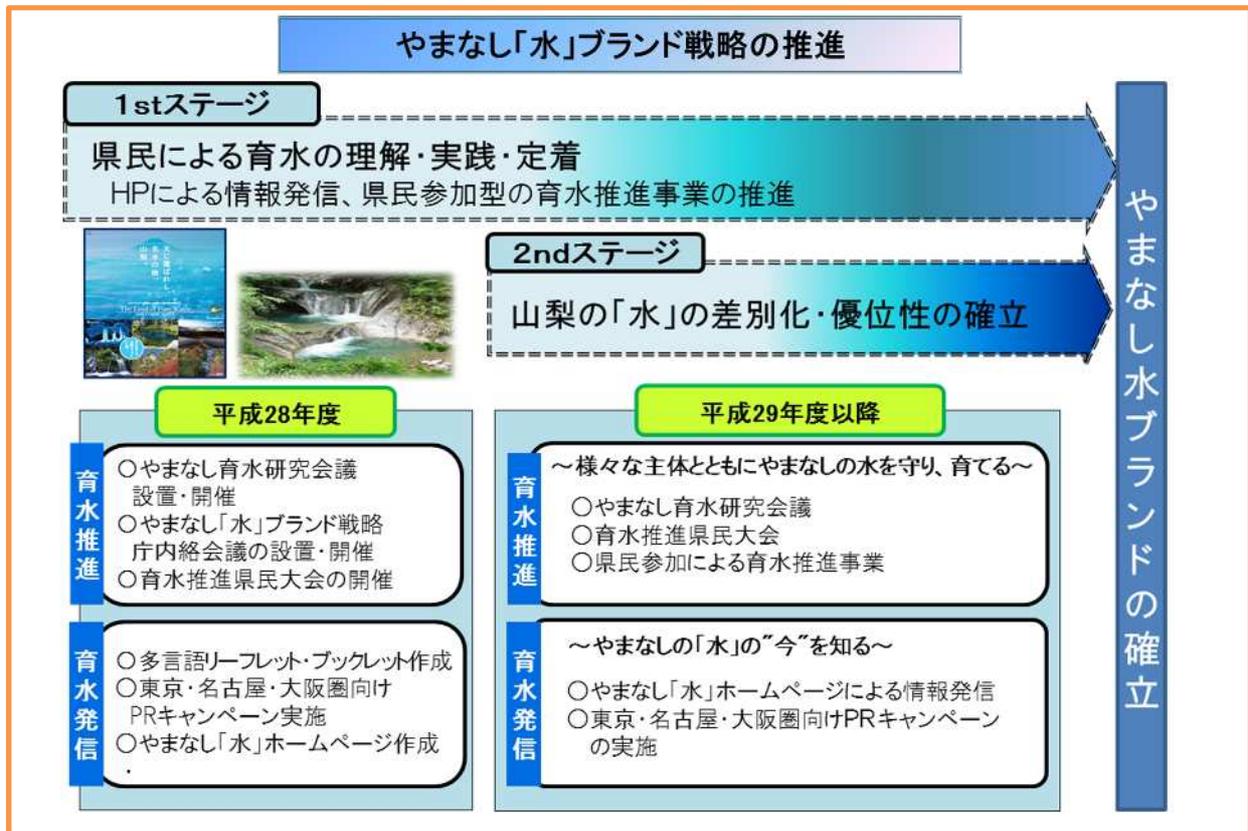
#### 【提案・要望の具体的内容】

- ・ 地方の自主性と主体性を尊重し、地域再生計画の認定手続きを見直し、届出等といった簡素な手続きにすること

- ・ 本制度を活用するためには、寄附対象事業ごとに地域再生計画を作成し、国の審査を経て、認定を受ける必要がある。
- ・ 認定には、申請時点で1社以上の寄附の見込みが立っていること、地方創生の実現に貢献するアウトカムベースのKPIが設定されていることなどが求められており、国の審査の結果によっては認定されないこともあり、地方創生のための制度が活用しづらい状況にある。
- ・ このため、国の認定に当たっては、地方公共団体が自らの地方創生に資するとして事業を立案していること、申請時点において少なくとも1社から本制度による優遇措置を前提として寄附の内諾を頂いていることなどを十分考慮し、現行の審査のプロセスによらず届出等といった国の関与をできる限り少なくした簡素な手続きにすることが必要である。

## 山梨県における「企業版ふるさと納税」を活用した取り組み

### 1 やまなし「水」ブランドの確立のため寄附金を受入(平成28年11月認定事業)



### 2 「やまなし農業」推進のため寄附金を受入(平成29年3月認定事業)



## 9 公共土木施設及び公共建築物の老朽化対策について

提案・要望先 内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、  
農林水産省、林野庁、国土交通省

- (1) 公共土木施設の老朽化対策に対する財源の確保と点検補修技術の向上  
(内閣府、農林水産省、林野庁、国土交通省)
- (2) 公共建築物の長寿命化対策等に対する支援の拡充  
(内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、農林水産省、  
林野庁、国土交通省)

### 【提案・要望の具体的内容】

- (1)
- ・ 防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、地方創生整備推進交付金等について、十分な財源の確保と継続した支援を行うこと
  - ・ 地方の負担となっている大規模な修繕・更新については、補助制度の事業要件の緩和や十分な財源を確保すること
  - ・ 公共土木施設の維持管理や更新などの老朽化対策を進める上で、効果的、効率的な維持管理が行えるよう、点検や補修に関する新技術の開発・普及を進めること
- 〔
- ・ 高度成長期以降に集中的に整備された道路をはじめ、河川砂防、下水道、土地改良や治山林道などの公共土木施設や、学校などの公共建築物の老朽化が、今後、急速に進むと見込まれる。
  - ・ 本県においては、平成27年12月に策定した「山梨県公共施設等総合管理計画」に基づき、平成30年度までに同計画を指針とする個別施設計画を順次策定し、これまで以上に戦略的に老朽化対策を推進することとしている。
  - ・ 公共土木施設について、戦略的な維持管理・更新を推進するためには、十分な予算の確保や、点検補修技術の向上など、継続した国の支援が必要である。
- 〕

( 2 )

- ・ 長寿命化事業等に対して「公共施設等適正管理推進事業債」が平成 29 年度から措置され、これまでの「集約・複合化事業」に加え、新たに「長寿命化事業」が対象となったが、これらの事業に「公用建物」も対象として加えること
- ・ 公共建築物の個別施設計画に基づく、長寿命化対策等（点検・診断・修繕・更新等）に要する経費に対して、補助制度を創設すること

- ・ 公共建築物の長寿命化対策等について、公共施設等の除却や集約化、長寿命化等に対する支援制度（地方財政措置）が創設されたものの、「公用建物」は対象外となっている。
- ・ 公共施設等の長寿命化等に必要な維持修繕・点検等に係る費用について、平成 29 年度地方財政計画において増額計上されたが、具体的な維持修繕・点検等に対する助成制度の創設による更なる財政支援が必要である。

県内市町村からも橋梁等の長寿命化の促進について要望が出されている。



## 10 携帯電話の不感解消について

提案・要望先 総務省

(1) JR中央線甲府～高尾間トンネル区間における携帯電話の不感解消

(総務省)

### 【提案・要望の具体的内容】

- ・ JR中央線甲府～高尾間トンネル区間における携帯電話不感の早期解消が図られるよう、支援措置を講ずること
  - ・ 鉄道トンネルにおける電波遮へい対策事業に係る補助制度について、在来線枠を設けるなどの制度の充実や予算額の拡充を図ること
- （ ）
- ・ JR中央線甲府～高尾間のトンネルのうち、2,000m以上の長大トンネルについては、移動通信基盤整備協会が、国の補助事業により不感対策を実施したが、それ以外の多くのトンネルは依然として不感状況にある。
  - ・ 本県の社会活動や経済活動を支える大動脈であるJR中央線において、携帯電話が使えない区間があるといった通信環境は、東京圏からの企業誘致や人的交流、観光客の更なる増加などを図る上で、大きな障害となっている。
  - ・ 一方、総務省の「電波政策2020懇話会」において、基幹路線である新幹線については、2020年までに全区間の対策完了を目指すことが適当であるとしている。
  - ・ JR中央線甲府～高尾間は、東北や上越などの新幹線よりも平均通過人員が多く、また、本県には富士山をはじめとする様々な観光資源に国内外から多くの観光客が訪れることから、新幹線と同様に早期の対策が必要である。

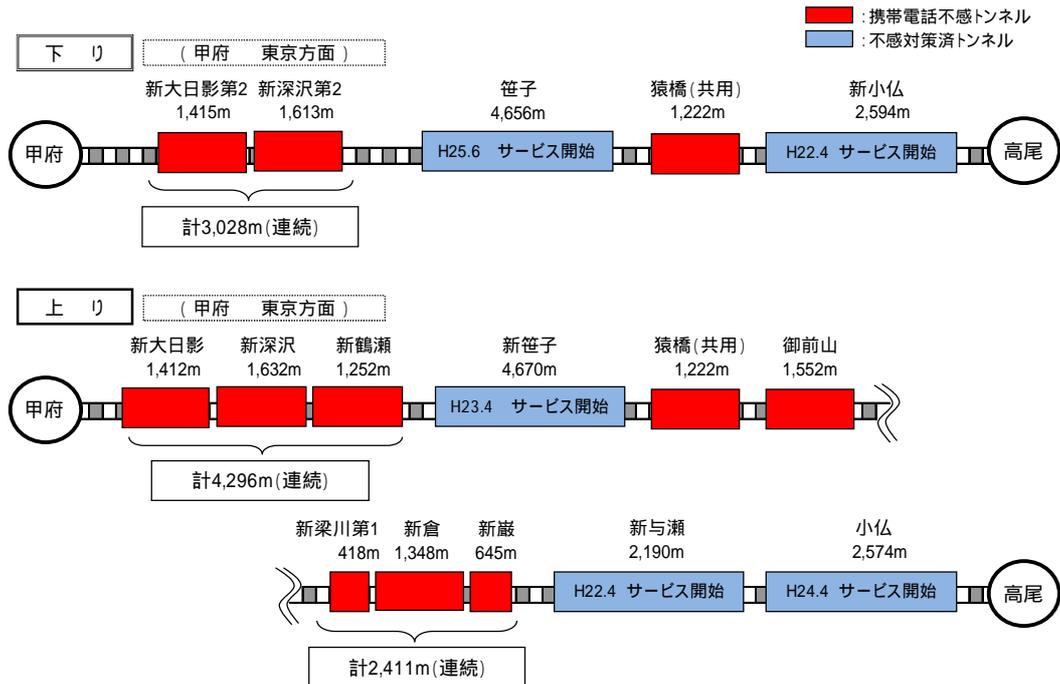
＊携帯電話不感の状況

甲府～高尾間のトンネル数：64本（上り28本、下り36本）

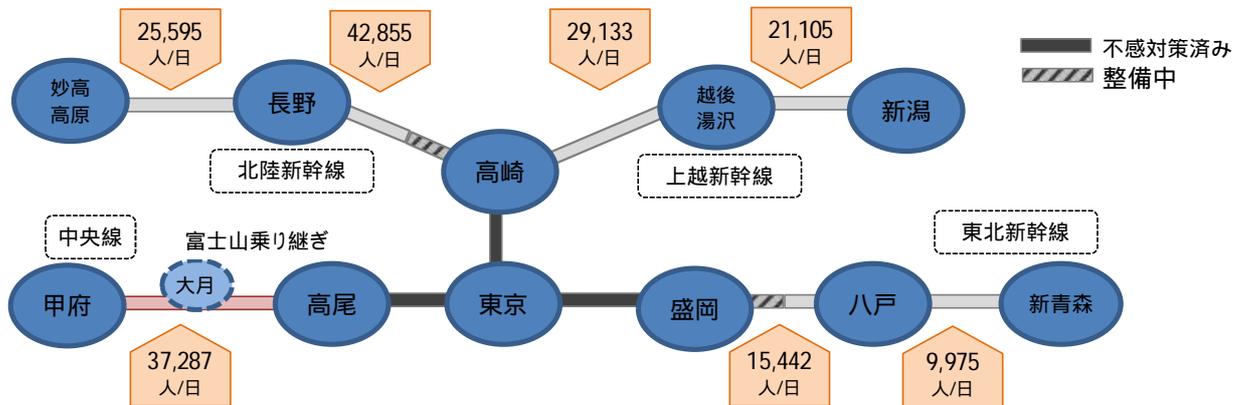
うち長さ1,000m以上13本（上り9本、下り5本、うち1本は上下線共用）  
2,000m以上5本については対策済み。

<主な長距離トンネルにおける携帯電話不感の状況（JR中央線 甲府～高尾間）>

（上下線合わせ大小64個のトンネルのうち主な長距離トンネルのみの略図となっています）



[参考資料]：東京近郊における幹線鉄道のトンネル携帯不感対策状況 <平均通過人員（JR東日本）>



「平均通過人員」：1日1kmあたりの利用人数(2015年度)

## 11 公共交通の充実に向けた支援について

提案・要望先 国土交通省

- (1) JR中央線の高速化や利便性向上に向けた支援制度の創設 (国土交通省)
- (2) バス路線の再編・整備に対する支援の拡充と財源確保 (国土交通省)

### 【提案・要望の具体的内容】

- (1) 三鷹～立川間の複々線化などの実現に向け、国主導で関係地方公共団体、鉄道事業者などが事業計画の検討を進めるための協議の場を設けるなど環境整備を図るとともに、事業実施のための財政支援を講ずること

- ・ 本県及び沿線自治体からなる中央東線高速化期成同盟会では、定住人口の確保等を図り、地方創生を推進するため、JR東日本に対して、早朝、深夜の特急列車の新設や、早朝快速列車の甲府駅までの延伸など、JR中央線の高速化や利便性の向上について要望を行っているところである。
- ・ しかしながら、JR中央線三鷹～立川間の複々線化等は、実現の目途が立っていない状況であり、同区間における特急列車の高速化や通勤時間帯の運行の妨げとなっている。
- ・ 平成28年4月の交通政策審議会の答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」では、JR中央線三鷹～立川間の複々線化等は、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに位置付けられたが、プロジェクトの推進に当たっては、国・県・市町村が連携して協議を進める場が必要である。
- ・ また、整備には8,100億円という巨額な費用を要するため、国の財政支援が不可欠である。

- (2) 今後の高齢化の進行や観光客の増加に対応した公共交通の確保など、本県の特徴を踏まえた「山梨県バス交通ネットワーク再生計画」を昨年度策定したところであり、この計画に基づくバス路線の再編・整備に対する支援を拡充するとともに、財源を確保すること

- ・ 本県では、マイカーの普及に伴うバス交通の弱体化が進む中、少子高齢化の進展や観光客の増加に対応する持続可能で利便性の高いバス交通ネットワークの再構築が必要となっている。
- ・ このため、本年3月、幹線バス路線と地域内バス路線を効果的に接続させ、利便性を向上させる「山梨県バス交通ネットワーク再生計画」を策定したところであるが、計画に基づく路線を確実に運行するためには、国における支援の拡充と財源の確保が必要である。

県内市町村からもJR中央線の高速化や、バス路線の運行に係る財政支援の拡充等について要望が出されている。

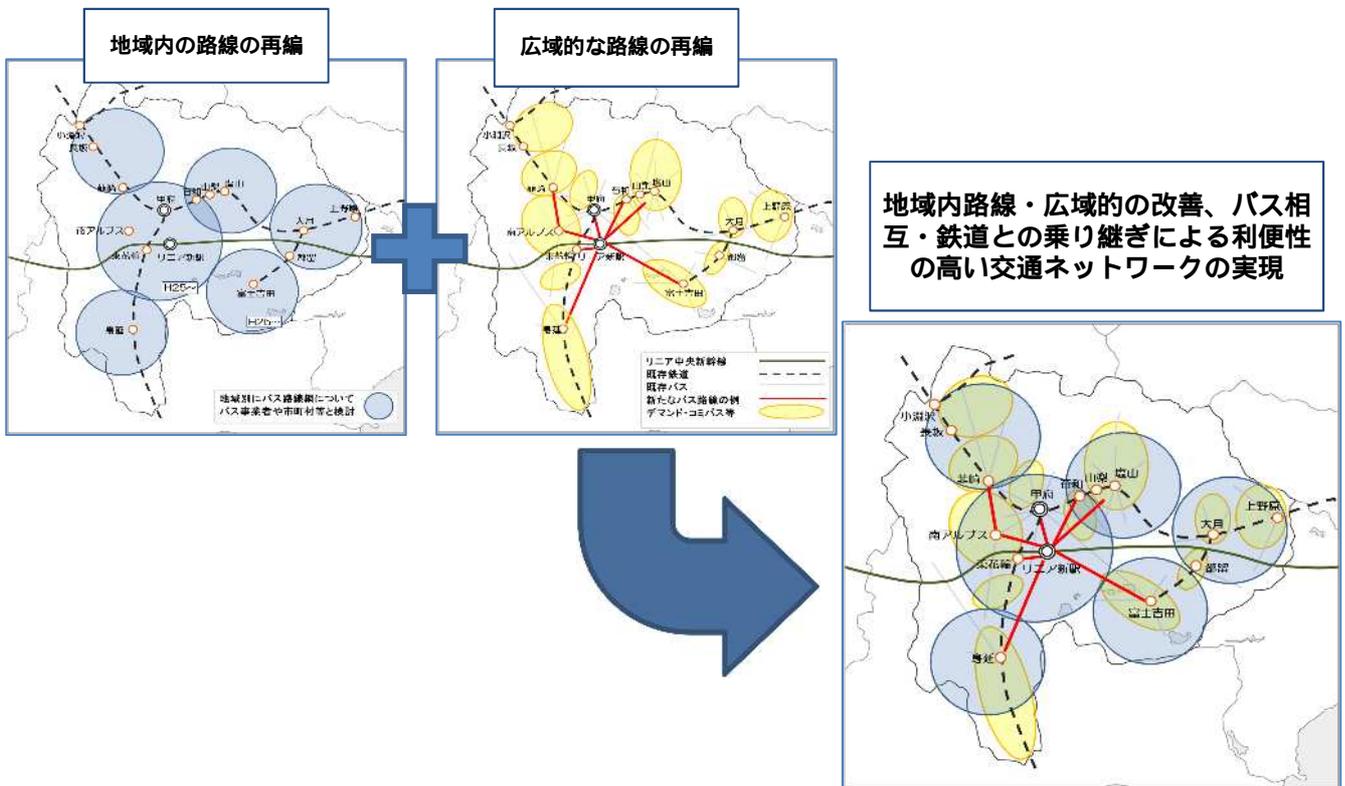
## \* 幹線鉄道の充実(中央線の高速化)

京葉線の中央線方面延伸及び中央線の複々線化(東京～三鷹～立川)



## \* バス交通ネットワークの再編

県民のライフステージに応じた生活を支え、観光客等の移動手段を確保するとともに、リニア駅から県内各地への円滑な移動を確保するため、利便性の高いバス交通ネットワーク再生計画を策定



- (1) 再編の具体的な考え方
  - ◆ 交通結節点や都市機能集積地を28の交通拠点として設定し、交通ネットワークを構築
    - ・交通結節点や移動の目的地となる子育て、教育、しごと、医療、買い物、観光施設の集積地を交通拠点として設定
    - ・広域的路線や地域内路線の交通拠点への接続により緊密な交通ネットワークを構築
- (2) 地域内バス路線[原則市町村内の路線]
  - ◆ 広域的バス路線・鉄道との接続強化
    - ・広域的バス路線や鉄道駅と接続する路線の再編・新設
  - ◆ 移動目的地との接続強化
    - ・観光地、大型商業施設、学校、医療・福祉施設など移動目的地と接続する路線の新設・再編
- (3) 広域的バス路線[市町村を跨ぎ複数の交通拠点を結ぶ路線]
  - ◆ 交通空白地域の解消
    - ・鉄道駅や病院、学校を經由する複数の交通拠点間を結ぶ路線の新設
  - ◆ 既存広域路線の利便性向上
    - ・通勤・通学に対応した路線の夕方・夜間の時間帯の増便
    - ・移動の目的地となる大規模商業施設等への起終点や経路の見直し

## 12 医療費の窓口無料化に係る財政負担の軽減について

提案・要望先 厚生労働省

- (1) 医療費の窓口無料化 (厚生労働省)
- (2) 国民健康保険の国庫負担金等減額調整(いわゆるペナルティ)の廃止  
(厚生労働省)

### 【提案・要望の具体的内容】

- (1) 乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害児(者)の医療費について、市町村が行う助成事業に対し、県独自の制度として1/2を補助しているが、大きな財政負担となっているため、医療費の窓口無料化(現物給付方式)による公費負担制度を確立すること

- ・ 本県では、乳幼児、ひとり親家庭や重度心身障害児(者)のいる家庭の経済的負担の軽減と健康の保持・増進を図るため、市町村が行う医療費助成事業に対し、県独自の制度として、1/2を補助している。
- ・ この事業については、同様に各都道府県でも実施されているが、県及び市町村にとって大きな財政負担となっている。(H27年度 県・市町村合算負担額 約47億円)
- ・ また、受給者の経済的、時間的負担を軽減するため、県独自に窓口無料化(現物給付方式)を実施(重度心身障害児(者)については中学生まで)しているが、これに伴い、国民健康保険の国庫負担金(療養給付費負担金)等の市町村への交付額に減額調整が適用され、県及び市町村にとって更に大きな財政負担となっている。  
(H27年度 県・市町村合算減額調整額 約1億円)

- (2) 市町村に対する国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置は、未就学児については平成30年度より廃止する旨の国の方針が示されたが、就学後の子ども等についても廃止すること

- ・ 平成28年12月に、厚生労働省から「平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わないこととする。」との通知が発付されたところであるが、就学後の子どもや重度心身障害者等の医療費助成については、減額調整措置が継続して行われる見込みである。

県内市町村からも乳幼児等の医療費の公費負担制度の確立等について要望が出されている。

## 山梨県の取り組みと課題

### 本県のこれまでの取り組み

- 平成 20 年 3 医療費事業について窓口無料化開始
- 平成 26 年 重度心身障害者医療費助成制度を自動還付方式に変更
- 平成 28 年 重度心身障害児(中学生まで)を窓口無料方式に再度変更

- ・利用者の経済的負担の軽減 健康の保持・増進に寄与
- ・現物給付方式により経済的、時間的負担が軽減 福祉の増進に大きく寄与



県及び市町村の大きな財政負担が課題



国は、「平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わない」とする方針を示したが、更なる財政負担の軽減が必要



### 要望

- ・窓口無料化による公費負担制度の確立
- ・窓口無料化に伴う減額調整の廃止

### 13 地域医療の充実・強化について

提案・要望先 厚生労働省

- (1) 医師の地域・診療科偏在の解消 (厚生労働省)
- (2) 地域医療介護総合確保基金(医療分)の柔軟な制度運用 (厚生労働省)
- (3) 医療施設等設備整備費補助金の基準額の拡充 (厚生労働省)

#### 【提案・要望の具体的内容】

- (1) 医師の地域偏在や診療科偏在の解消を図るため、新たな専門医制度や臨床研修制度による医師不足地域での一定期間の診療を義務付けるとともに、産科など不足する診療科医師を育成・確保するための施策を充実すること

- ・ 本県において、医師不足は極めて深刻であり、加えて地域間の偏在により、地域の病院では日常の診療にも支障を来たしており、また、様々な診療科で医師不足が生じている。
- ・ このため、奨学金の創設をはじめ、医師確保のために様々な施策を実施しているが、各都道府県個々の努力だけではこの状況を打開することは困難であり、新たな専門医制度や臨床研修制度による医師不足地域での一定期間の診療を義務付けるなどの国の制度対応が必要である。

- (2) 地域医療介護総合確保基金(医療分)については、事業区分間の額調整が不可とされているが、地域の実情に応じた事業が実施できるよう、柔軟な制度に改正すること

- ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)について、事業区分間の額調整が不可とされていることから、在宅医療の充実、医療従事者の確保に向けた新規事業を縮小して実施せざるを得ないなどの支障が生じており、事業区分間の額調整を認めるなどの柔軟な制度運用や十分な予算確保が必要である。

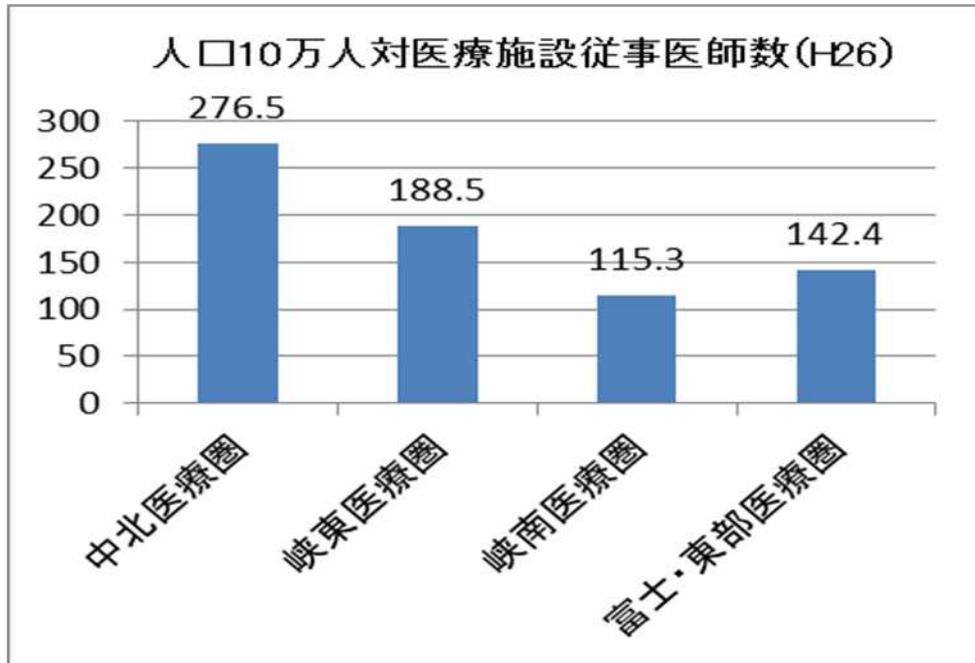
- (3) 分娩を新規・再開する場合は、機器整備等に多額な費用を要するため、通常の機器更新における補助とは別に、分娩を新規・再開する病院については、基準額を拡充すること

- ・ 本県において分娩を再開するために必要となる機器整備等経費と、医療施設等設備整備費補助金の基準額にかい離があり、病院負担が多額となるため、基準額の拡充が必要である。

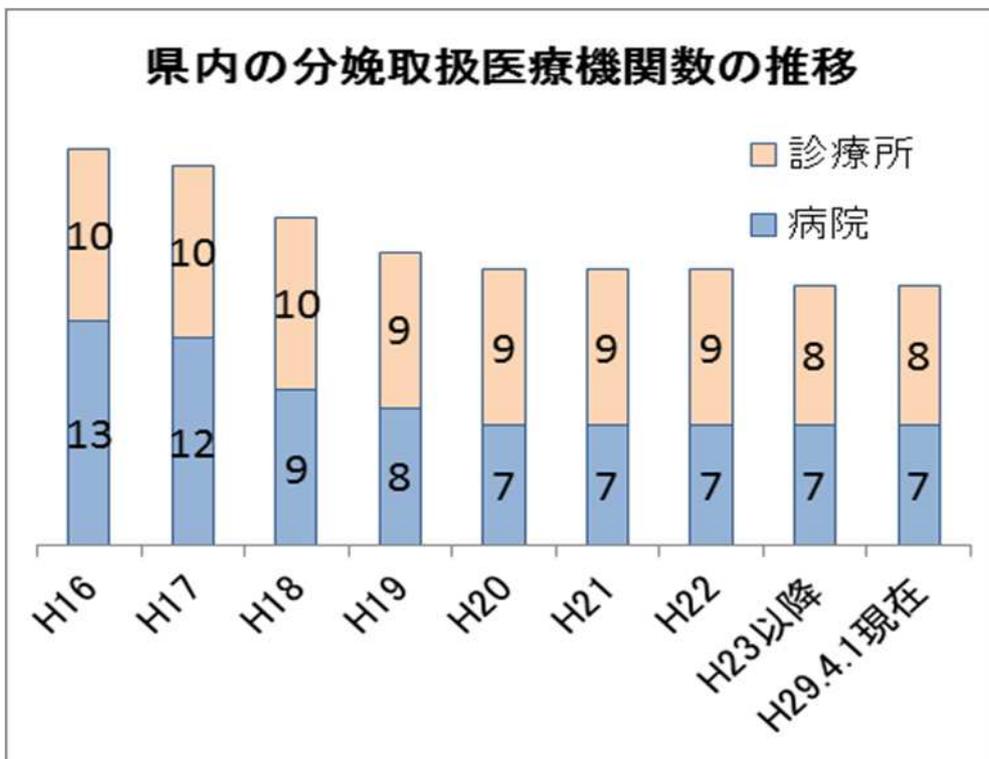
県内市町村からも地域医療の充実について要望が出されている。

本県の医師不足の状況

【地域間偏在の状況】



【診療科偏在の状況】



## 14 医療・福祉に係る補助事業の予算の確保について

提案・要望先 厚生労働省

- (1) 医療提供体制推進事業費補助金等の予算の確保 (厚生労働省)
- (2) 地域生活支援事業費補助金の予算の確保 (厚生労働省)

### 【提案・要望の具体的内容】

- (1) 医療提供体制推進事業費補助金及び精神保健費等国庫負担(補助)金については、内示額が要望額を大幅に下回る状況であるため、十分な予算の確保と実情に応じた配分を行うこと

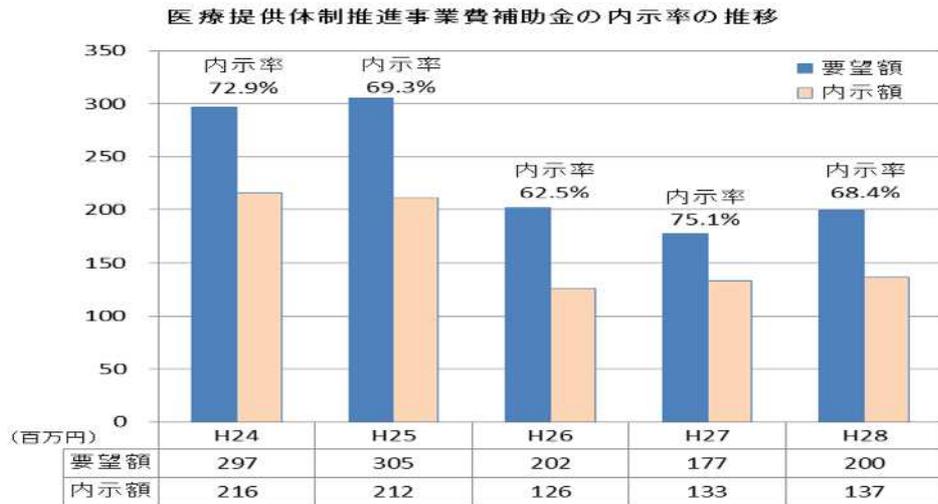
- ・ 医療提供体制推進事業費補助金は、地域の医療提供体制の推進に不可欠な補助金であるが、近年、内示額が事業計画額を大幅に下回る状況が続き、一部事業の中止や縮小などを余儀なくされているため、十分な予算の確保が必要である。
- ・ 精神保健費等国庫負担(補助)金は、精神科救急など、精神障害者への迅速かつ適切な医療提供体制の推進に不可欠な補助金である。
- ・ 本県では精神科救急を24時間365日体制で運営しているが、本県のように相談件数が1,000件に満たない場合は相談窓口運営経費が補助対象から除外されており、事業実績に応じた配分が必要である。

- (2) 都道府県、市町村が実施する地域生活支援事業については、障害者総合支援法で国が50/100以内を補助するとしているが、内示額が要望額を大幅に下回るため、十分な予算の確保と実情に応じた配分を行うこと

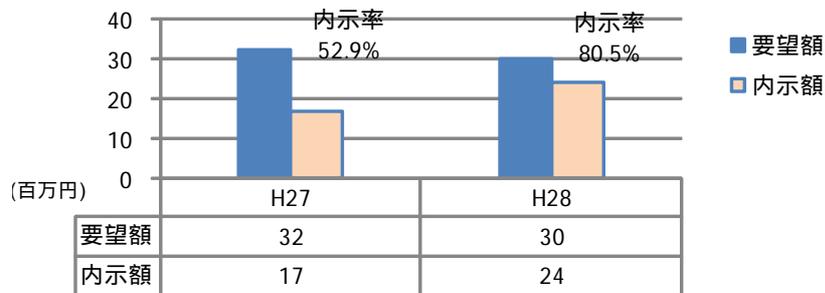
- ・ 地域生活支援事業は、手話通訳者養成や一人での移動が困難な障害者に対する支援など、障害者が地域で生活するために不可欠な取り組みに対して支援を行うものであり、障害の重度化・高齢化などが進む中、今後、ニーズの増加が見込まれる。
- ・ 現状、国の補助率は法律で50/100以内とされているが、内示率は県・市町村分ともに35/100程度に留まっており、十分な予算の確保と実情に応じた配分を行うことが必要である。

県内市町村からも地域生活支援事業費補助金の財源確保について要望が出されている。

## 本県の医療提供体制推進事業費補助金の内示状況

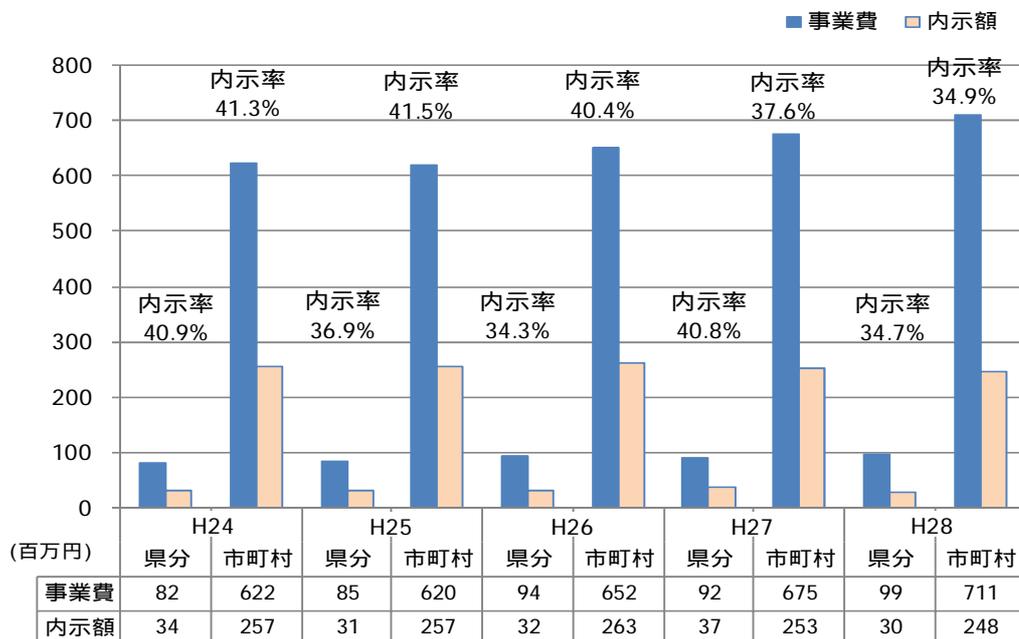


## 精神保健費等国庫負担（補助）金（精神科救急関係）内示状況



本県の精神科救急24時間化は、H27年2月から実施のため、H27年度以降の状況

地域生活支援事業は「都道府県事業」「市町村事業」毎に国から補助金配分額が示される。事業対象経費のうち、国補助金額は34～41/100と低迷。（本来の国補は50/100以内）



## 15 鳥獣被害防止対策の充実・強化について

提案・要望先 農林水産省

### (1) 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算の確保 (農林水産省)

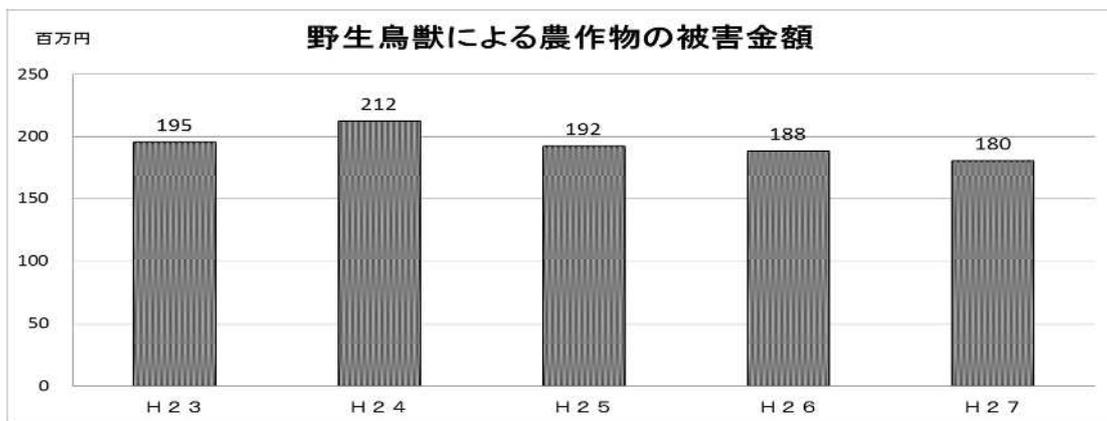
#### 【提案・要望の具体的内容】

- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金については、内示額が要望額を大幅に下回るため、市町村等の要望に応えうる十分な予算の確保と実情に応じた配分を行うこと

- ・ 野生鳥獣による農作物被害は、依然として高止まりしている状況である。
- ・ 本県では、これを減少させるため、地域ぐるみの被害防止活動等を積極的に推進しており、その取り組みを支えている鳥獣被害防止総合対策交付金の市町村等からの要望額が増加している。
- ・ 本交付金は、全国的にも要望額が増加しているため、内示額が要望額を大幅に下回る状況が続き、被害防止計画に基づく捕獲や追い払い活動など、効果的な対策の実施に影響を及ぼすことが懸念される状況であり、十分な予算の確保と地方の実情に応じた配分を行うことが必要である。

県内市町村からも鳥獣被害防止対策の充実・強化について要望が出されている。

#### \* 山梨県の状況



## 鳥獣被害防止総合対策交付金の内示状況

(単位:千円、%)

年度	交付金 予算額 (当初)	当初予算額 (要望額) (A)	内示額 (B)	内示率 (B/A)
平成29年度	95億円	40,822	31,254	76.6
平成28年度	95億円	40,766	30,006	73.6
平成27年度	95億円	38,818	31,592	81.4

本県の当初予算額・内示額にはハード事業は含まれていない



囲いわな設置状況確認



電気柵による侵入防止

## 16 森林の整備・保全及び地域材の利用拡大に向けた施策の 充実・強化について

提案・要望先 総務省、林野庁、環境省

- (1) 森林整備に係る安定的財源の確保と使途の拡充 (総務省、林野庁、環境省)
- (2) 地域材利用促進のための需要喚起策の創設 (林野庁)
- (3) 木造公共建築物の整備に係る予算の確保等 (林野庁)

### 【提案・要望の具体的内容】

- (1)
    - ・ 計画的な森林整備を行うため、森林整備に係る安定的な財源を確保し、継続的に支援すること
    - ・ 現在検討されている森林環境税(仮称)については、本県が導入している超過課税(森林環境税)との調整を十分に行うこと
    - ・ 森林経営計画による効率的な森林整備を進めるため、計画策定の要件である森林保護活動経費を助成対象とするなど、森林整備地域活動支援交付金の使途を拡充すること
  - (2) 本県では、国の造林補助金を活用し、間伐等の森林整備を進めているが、近年、国の当初内示額では必要な額を確保できず、時期や規模が不確定な補正予算で補っている状況であり、計画的な森林整備に支障が生じていることから、国が安定的な財源を確保し、継続的な支援を行うことが必要である。
  - (3) 現在、国において検討されている森林環境税(仮称)については、本県独自の超過課税(森林環境税)との関係が整理されていないことから、今後、十分な調整が必要である。
  - (4) 森林経営計画による森林整備を促進するためには、計画策定の要件である巡視や獣害防止柵の補修等の森林保護活動の促進も重要であることから、同活動に要する経費を森林整備地域活動支援交付金の助成対象とすることが必要である。
- (2) 平成27年度までは木材利用ポイント事業があったが、住宅などへの地域材利用を一層促進するため、消費者の需要を喚起する施策を創設すること
  - (3) 平成28年度から木造公共建築物の整備に対する交付率が大幅に減じられているが、公共建築物の木造化を一層推進するため、十分な予算を確保するとともに、交付率の嵩上げの対象となる建築物の拡充を図ること

- ・ 本県では、東京オリンピック・パラリンピック競技施設等への県産FSC認証材の活用を働きかけるなど、地域材の需要拡大に向けて取り組んでいるところであるが、地域材の需要拡大を図るためには、住宅での利用を促進することが重要であり、消費者の関心が高かった木材利用ポイント事業などの需要を喚起する施策が必要である。
- ・ また、本県では、全市町村が「公共建築物等木材利用法に基づく木材利用方針」を策定し、木材の利用促進に取り組んでいるが、国の予算が十分でないことから、市町村のニーズに応えられない状況にある。
- ・ 更に、平成28年度より交付率が1/2となる対象施設が限定されており、十分な予算の確保とともに、交付率の嵩上げの対象となる建築物の拡充が必要である。

県内市町村からも森林の保全対策等について要望が出されている。

### 公共建築物等への地域材利用の取り組み



山梨県産材を使用した木造建築物  
「早川町新庁舎」



## 17 農地中間管理機構による農地集積に対する財政支援等について

提案・要望先 農林水産省

### (1) 改正土地改良法等の施行に伴う財政支援等 (農林水産省)

#### 【提案・要望の具体的内容】

- 改正土地改良法等の施行により、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の費用負担を求めず、都道府県営事業として基盤整備事業を実施できることとなるが、地方公共団体に新たな負担が生じることがないよう、国において必要な財政支援を講ずること

また、面積要件については、地形等の条件が不利な中山間地域においても事業の実施ができるよう配慮すること

- 土地改良法等の一部を改正する法律の施行により、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度が創設される見込みである。
- これにより、将来的に耕作放棄地等の農地集積が進む一方、地方公共団体の新たな負担が生ずる可能性があるため、国において必要な予算を確保することが必要である。
- また、地形的な条件が不利な中山間地域が多くを占め、果樹を主体とする本県のように、大規模な農地集積が困難な地域においても制度が活用できるよう、面積要件の設定に当たっては配慮することが必要である。

中山間地域における平均的な農地集積面積：一団地 約1ha～3ha

#### 中山間地域における農地集積事例



(例) 3haのほ場整備工事に伴い生じる700万円程度の農家負担が解消されるとともに、通常2、3箇月程度かかる同意取得が不要となることにより、農地集積の進展が期待される。

## 18 DMO活動に向けた支援の充実について

提案・要望先 国土交通省

## (1) DMOとしての活動を確立するための継続的な財政支援 (国土交通省)

## 【提案・要望の具体的内容】

- ・ 日本版DMOとしての活動を確立するため、地域の観光産業を支援する専門人材の長期的な育成や確保・定着に向けて、財政措置をはじめとする十分な支援を行うこと
- ・ DMOが策定した戦略や収集したデータ分析に基づき実施する、外国人観光客の受入体制整備等の各種取り組みについて、各省庁が連携し、財政措置をはじめとする十分な支援を行うこと
- ・ DMO活動への財政支援のベースとなる地方創生推進交付金の期間終了後においても、地方創生推進交付金を含む財政支援を引き続き講ずること

- ・ 日本版DMOが観光地域づくりの舵取り役として活動するためには、地域に根ざし、長期にわたり観光地域づくりの中核となる人材の育成・確保が必要であることから、国による人材バンクの設立や人材派遣など財政措置を含む長期にわたる支援が必要である。
- ・ 本年4月、(公社)やまなし観光推進機構が地域連携DMOとして機能を開始し、県をあげて積極的に支援しているところであるが、本県の観光を総合的にマネジメントするとともに、県内各地の「稼ぐ力」を引き出し、支援できる日本版DMOとして確立するためには、国の継続的かつ、きめ細かな財政支援が必要である。
- ・ 特に、DMOの設立後の活動を支援するための財政支援として、地方創生交付金があるが、交付期間は概ね5年度以内とされており、現在の交付期間ではDMO組織の定着支援として十分な対応が難しい状況である。

## DMOの設立に向けた動き

- |     |      |                                |
|-----|------|--------------------------------|
| H28 | 3.30 | (公社)やまなし観光推進機構を日本版DMO候補法人として申請 |
| H28 | 5.31 | (公社)やまなし観光推進機構が日本版DMO候補法人として登録 |
| H29 | 4.1  | (公社)やまなし観光推進機構が地域連携DMOとして活動開始  |

## 19 企業立地促進法に基づく支援及び交付税措置の拡充について

提案・要望先 総務省、経済産業省

### (1) 取得価額要件の緩和と取得促進に対する交付税措置

(総務省、経済産業省)

#### 【提案・要望の具体的内容】

- ・ 企業立地促進法に基づく支援の対象となる不動産取得税に係る取得価額要件(2億円超)を引き下げること
- ・ 一定規模以上の空き工場を新たに取得した企業などに対し、県が助成した場合に交付税措置を講ずること

- ・ 企業立地促進法に基づく優遇措置として、立地企業に対する不動産取得税の課税免除制度があるが、免除要件は土地・建物の取得価額の合計が2億円を超える場合とされており、県が課税免除した場合、免除額の75%が普通交付税で補てんされる制度となっている。
- ・ この制度により、企業立地の促進に一定の効果はあるが、一方で、本県においては取得価額の合計が2億円に満たない企業立地が一定数あるため、免除要件の引き下げにより、本県の特性や強みを生かした、更なる地域産業の活性化につながることを期待される。
- ・ また、産業集積の促進と雇用の創出を図るため、県内に立地して事業を開始した製造業者等に対し、県単独で助成金を交付している。
- ・ 平成28年度からは、既存施設の有効活用を図り、企業誘致をスピーディーに進めるため、一定規模以上の空き工場を活用した立地も助成対象に加えたところであるが、限られた財源の中、安定的に継続した支援を行うためには、交付税措置を講ずるなど国の財政支援が必要である。

#### 取得価額要件を引き下げた場合の支援対象企業数(推計)

	H26年	H27年	H28年
取得価額要件を 3千万円に引き下げた場合の支援対象企業数( )	6件	8件	9件
取得価額要件を 1億円に引き下げた場合の支援対象企業数( )	4件		
企業立地促進法に基づく優遇措置を受けた 立地企業数 (取得価額2億円超)	2件	7件	6件

( 経済産業省が毎年実施する工場立地動向調査結果から推計 )

#### 産業集積促進助成金

- ・ 投下固定資産額(土地代金を除く)の10%または5%を助成(最大10億円)
- ・ 助成対象: 新規投下固定資産(10%)、 空き工場取得(5%)

## 20 分散型エネルギーシステムの導入促進について

提案・要望先 資源エネルギー庁、環境省

### (1) 分散型エネルギーシステムの導入への支援の拡充

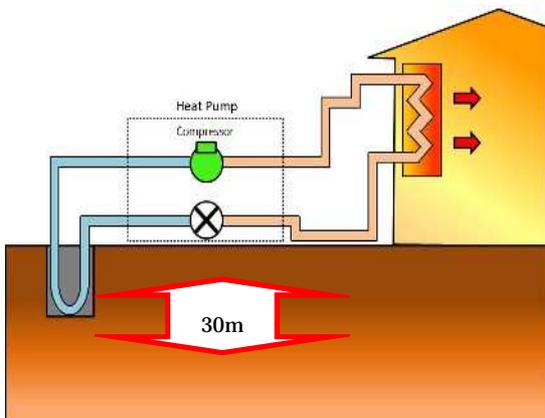
(資源エネルギー庁、環境省)

#### 【提案・要望の具体的内容】

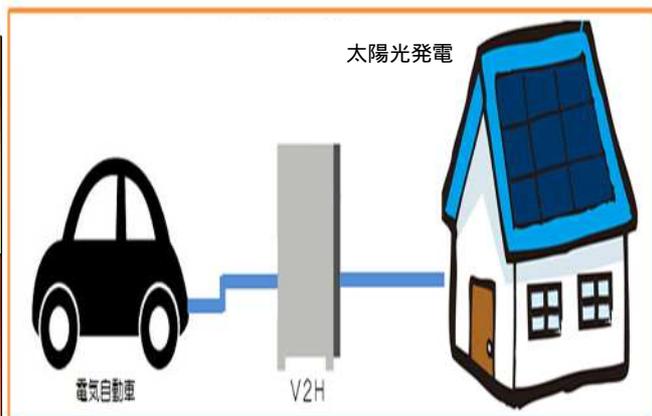
- ・ 自立・分散型エネルギー社会の構築のため、地中熱ヒートポンプ、自家消費型太陽光発電に対する支援措置を拡充すること及びSOFCハイブリッド機の導入に対する支援措置を拡充すること

- ・ 「やまなしエネルギービジョン」(平成28年3月)では自立・分散型エネルギー社会を構築することとしているが、省エネルギー対策に有効な地中熱ヒートポンプ、蓄電池や燃料電池を併設した自家消費型太陽光発電の導入を進めていくためには、大きな初期投資が課題であり、国の支援が必要である。
- ・ また、本県では、燃料電池とガスタービンを組み合わせたSOFCハイブリッド機の誘致を積極的に推進しているところであるが、機器が高額なため、導入が進まないのが現状である。
- ・ 国では導入経費の1/3を補助しているが、普及促進を図るためには、補助率のさらなる嵩上げが必要である。

地中熱ヒートポンプ(直膨方式)



V2H (Vehicle to Home) : 電気自動車充電設備



## 21 酒税改革における小規模ワイナリーに対する支援措置について

提案・要望先 財務省

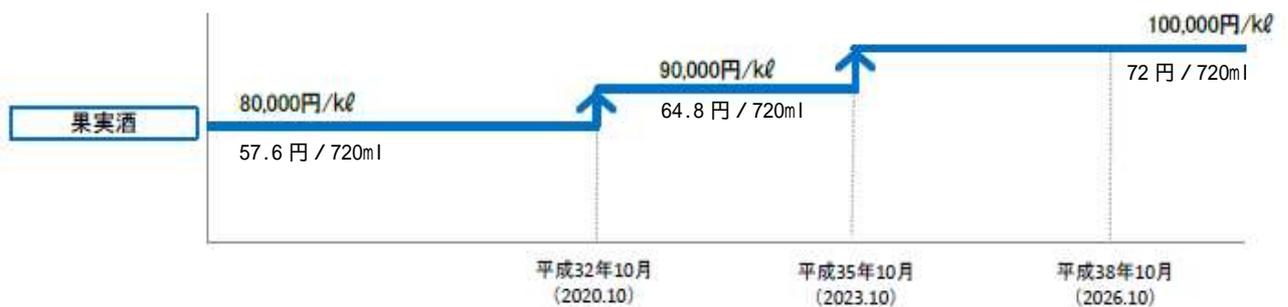
### (1) 小規模ワイナリーに対する支援措置 (財務省)

#### 【提案・要望の具体的内容】

- ・ 平成29年度税制改正により、果実酒の税率が段階的に引き上げられるが、日本ワインの醸造を牽引している本県のワイナリーが、安定的かつ持続的に良質なワインを提供することができるよう、小規模ワイナリーに対する増税による影響等を十分に勘案し、税負担の軽減を図ること

- ・ 平成29年度税制改正により、本年3月、酒税法が改正され、平成35年10月までにワインの税額が、1本あたり(720ml)14円増額されることとなる。  
消費者や酒類製造業者に配慮し、段階的に引き上げ(下図)
- ・ 本県のワイナリー数(82場/全国280場)は国内トップであるが、多くのワイナリーが小規模ワイナリーのため、経営面において増税による影響を受けるおそれがある。
- ・ 現時点では詳細は決まっていないが、国は、小規模の果実酒製造者に対する措置を検討していることから、検討に当たっては、日本ワインを牽引する県内のワイナリーが増税による影響等を受けることのないよう、税負担の軽減を図る必要がある。  
日本ワイン：国産ブドウを100%使用したワイン

#### 果実酒(ワイン含む)の税額の段階的見直し



課税の単位は1kℓあたりであるため、720ml換算すると上記端数が生じる。

## 22 富士山の保存整備対策の推進について

提案・要望先 文化庁、林野庁、国土交通省、環境省

- (1) 省庁協働による支援体制の継続 (文化庁、林野庁、国土交通省、環境省)
- (2) 保存管理に対する支援の充実 (文化庁、環境省)

### 【提案・要望の具体的内容】

- (1) 富士山の保全・活用の推進を図り、その価値を後世に継承していくため、関係法令等を所管する省庁が連携し、課題解決に向けた支援に継続して取り組むこと

- ・ 平成25年6月、富士山が世界遺産として登録されたが、これと併せ、来訪者管理、情報提供、開発の制御などへの対応が課題とされ、昨年1月、国は、これらの課題への対応方針等を反映した「各種戦略」や「世界文化遺産富士山包括的保存管理計画」を含む保全状況報告書をユネスコ世界遺産センターに提出したところである。
- ・ 国は、世界遺産条約の締結国として、世界遺産の保護、保存、整備及び次世代への継承等の責務を有していることから、富士山においても、その保全に係る関係法令等を所管する省庁が連携し、様々な課題解決に主体性を持って、継続的に取り組む必要がある。

- (2) 世界遺産富士山の各種保全策の実施には多大な財源を要することから、県・市町村が行う、富士山の保存整備に対しての財政支援を充実すること

- ・ 保全状況報告書に記載した戦略や計画に沿って、静岡県や地元市町村等とともに、富士山の保全を着実に進めていくためには、多大な財源を要することから、国による財政支援の充実が必要である。

構成資産及び緩衝地帯の範囲図



富士山の普遍的伝承



(富士山及び本栖湖を望む景観の保全)



(忍野八海周辺の環境改善)

## 23 警察官の増員及び装備資機材の整備等治安基盤の 充実・強化について

提案・要望先 警察庁

- (1) 本県警察官の増員 (警察庁)
- (2) サイバー犯罪捜査用資機材、災害対策用資機材等の整備充実 (警察庁)

### 【提案・要望の具体的内容】

- (1) 治安に対する県民の不安を解消し、安全安心を実感できる「やまなし」を実現するために、人的基盤の強化が必要不可欠であることから、本県警察官を増員すること

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、訪日外国人等の更なる増加が見込まれるほか、首都圏の一角に位置する本県においては、リニア中央新幹線の開通などによる来県者の増加も予想され、現状の治安水準を維持するための警察官の増員による人的基盤強化が必要である。

- (2)

- ・ サイバー空間の脅威やインターネット利用犯罪等への対処体制を強化するため、サイバー犯罪捜査用資機材(スマートフォン解析用PC等)を整備すること
- ・ 富士山噴火、東海地震、首都直下地震等の大規模災害の発生に備えるため、災害対策用資機材(高性能ドローン、重機等)を整備すること
- ・ 大型車両等を使用したテロに対する阻止対策を強化するため、テロ防止対策用資機材(大型車両阻止アンクル)を整備すること
- ・ 街頭犯罪等に対する効果的な捜査を進めるため、秘匿性の高い捜査用カメラ、捜査用車両等を整備すること

- ・ 情報通信技術の急速な発展に伴い、様々なものがインターネットに接続され、利便性が高まる中、増大するサイバー空間の脅威やインターネット利用犯罪に対処し、県民の安全・安心を確保するため、サイバー犯罪捜査用資機材の整備が必要である。
- ・ 本県は、東海地震、東南海地震及び南海地震が連動した南海トラフ地震、首都直下地震、糸魚川静岡構造線等の活断層群による地震の発生が懸念されており、これら大規模災害の発生に備えた資機材の整備が必要である。

- ・ 本県は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会代表チームの事前キャンプ地の受入決定やリニア中央新幹線の開業等、テロの標的となり得る世界的に注目度の高いイベント等を控えており、テロを未然に阻止するための資機材の整備が必要である。
- ・ 本県の刑法犯認知件数は、前年から大きく減少し、犯罪情勢に一定の改善が見られるものの、殺人、強盗等の重要犯罪の発生するなど、県民の治安に対する不安が払拭されたとは言えないことから、犯罪に対する効果的な捜査を推進するため、初動捜査活動を支援する資機材等の整備が必要である。

災害対策用資機材



高性能ドローン

テロ対策用資機材



大型車両阻止アングル